

あっせん・調停委員会規則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、定款第47条第3項に基づき、あっせん・調停委員会の構成及び運営等に關する必要な事項を定めることを目的とする。

(あっせん・調停委員会の委員の委嘱)

第2条 あっせん・調停委員会の委員（以下「委員」という。）は、先物取引について学識経験を有する法律専門家等（本会が細則に定める委員の選任要件に合致する者に限る。）のうちから、理事会の議を経て会長が委嘱する。ただし、本会が細則に定める委員の欠格事由に該当する者に委嘱することはできない。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 増員により委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、現任者の残任期間とする。
- 4 委員は、その任期が満了した際ににおいても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行ふものとする。
- 5 委員の報酬は、理事会の議決により定める。

(委員の身分)

第3条 会長は、前条第1項に基づき委員を委嘱した者が細則に定める委員の欠格事由に該当することとなったときは、その委嘱を解かなければならない。

- 2 前項の場合を除き、委員はその委嘱を解かれることはない。

(担当あっせん・調停委員の独立性)

第4条 担当あっせん・調停委員は、法令、紛争処理規程（以下「規程」という。）及びこの規則に従い、独立して、公正かつ迅速な処理を行わなければならない。

- 2 本会の役職員、会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役職員その他担当あっせん・調停委員以外の者は、前項に規定した担当あっせん・調停委員の業務を妨げてはならない。

第 2 章 担当あっせん・調停委員

(担当あっせん・調停委員の指名)

第5条 担当あっせん・調停委員は、第2条により委嘱した委員（弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条又は第5条の資格を有する者に限る。）のうちから、事案ごとに規程第13条第1項に定める答弁書が提出されたのち、遅滞なく会長が指名する。

- 2 会長は、担当あっせん・調停委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、他の委員を指名し補充しなければならない。
- 3 前2項の場合において、会長は、当該事案について特別の利害関係を有する委員を指名することはできない。

第3章 あっせん・調停委員会

(あっせん・調停委員会の構成等)

- 第6条 会長は、規程第12条第3項の規定によりあっせん・調停委員会（以下「委員会」という。）を組織するときは、遅滞なく、第2条により委嘱した委員のうちから、前条第1項により指名したあっせん・調停委員のほか2人（うち1人は、弁護士法第4条又は第5条の資格を有する委員に限る。）を、委員会を構成する担当あっせん・調停委員として指名する。
- 2 会長は、委員会を構成する担当あっせん・調停委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、他の委員を指名しなければならない。
- 3 前各項の場合において、会長は、当該事案について特別の利害関係を有する委員を指名することはできない。

(委員長)

- 第7条 委員会に委員長1人を置く。
- 2 委員長は、担当あっせん・調停委員のうちから会長が指名する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、紛争仲介手続きを指揮する。ただし、委員長が欠け又は事故あるときは、他の担当あっせん・調停委員がその職務を行い又は代理する。

(委員会の招集等)

- 第8条 委員会は、委員長が隨時招集する。
- 2 委員会は、担当あっせん・調停委員全員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の意思決定は、担当あっせん・調停委員の合議による。

第4章 雜則

(細則の制定)

- 第9条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成18年11月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条第1項及び第2項を改正。

附 則

この改正は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を受けた日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

(※ なお、この改正は、平成21年12月24日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を取り下げたため、未施行となった。)

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第2章「あっせん委員」を「担当あっせん・調停委員」に、第3章「調停委員会」を「あっせん・調停委員会」に、第4章「業務運営小委員会」を「雑則」とする。
2. 第4条第1項、第2項、第5条第1項、第2項、第6条第1項、第3項、第4項、第7条第2項、第3項、第8条第2項及び第3項を改正。
3. 第6条第2項を削除し、第3項及び第4項を第2項及び第3項に繰上げ。
4. 第9条及び第10条を削除し、第11条を第9条に繰上げ。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条、第4条第2項を改正。

附 則

この改正は、平成24年9月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条、第7条第3項を改正。

あっせん・調停委員会規則に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、あっせん・調停委員会規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

（あっせん・調停委員会の委員の選任要件）

第2条 規則第2条第1項に規定するあっせん・調停委員会の委員の選任要件に合致する者は、次のとおりとする。

- (1) 弁護士法第4条又は第5条の資格を有し、紛争解決業務に5年以上従事した実績を有する者
- (2) 商事法関連分野の法律学者として5年以上の経験を有する者
- (3) 商品取引所又は商品取引関係団体等に10年以上従事した実績を有する者その他先物取引について専門的知識及び経験を有する者として本会が認めるもの

（あっせん・調停委員会の委員の欠格事由）

第3条 規則第2条第1項ただし書きに規定するあっせん・調停委員会の委員の欠格事由は、次のとおりとする。

- (1) 過去5年にわたり商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者（法人である者に限る。）の役員、顧問若しくは評議員となり、直接又は間接に当該業者の経営に参加し、当該業者から反対給付を受け、若しくは当該業者に投資し、又は商品デリバティブ取引等に係る紛争に関与したことがある者
- (2) 精神の機能の障害のため職務を適正に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- (6) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する法律（昭和61年法律第66号）の規定による懲戒処分により弁護士会からの除名の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (7) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）、税理士法（昭和26年法律第237号）又は司法書士法の規定による懲戒処分により、公認会計士の登録の抹消、税理士の業務の禁止の処分又は司法書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

（特別利害関係事案）

第4条 規則第5条第3項及び第6条第3項に規定する特別の利害関係を有する委員は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、当事者であるとき、又は当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
- (2) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- (3) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者、又はその四親等内の血族若しくは三親等内の姻族若しくは同居の親族が法人である当事者の役員、代理人、顧問若しくは使用人であり、

又はあったとき。

- (4) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が法人である当事者の発行済株式総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の相当数又は相当額の株式又は出資を所有するとき。
- (5) 委員が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- (6) 委員が当該事案について証人又は鑑定人となったとき。
- (7) 委員が当事者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあったとき。
- (8) 委員が当事者から役務の提供により収入を得ているとき、又は得ないこととなった日から3年を経過しないとき。
- (9) 委員が当事者と顧問契約を締結しているとき。
- (10) その他会長が特別な利害関係を有するものと認めるとき。

附 則

この細則は、規則の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成13年1月24日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第2号を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第1号を改正。

附 則

この改正は、平成18年11月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条を改正。

附 則

この改正は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を受けた日から施行する。

(注1) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

(※ なお、この改正は、平成21年12月24日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を取り下げたため、未施行となった。)

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第1条、第2条、第3条及び第4条を改正。
2. 第5条及び第6条を削除。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第3条第1号、第6号、第7号及び第4条第7号を改正。
2. 第4条第8号及び第9号を第9号及び第10号に繰り下げ、第8号を新設。

附 則

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第2号を改正。

附 則

この改正は、令和5年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第6号を改正。